

日光国立公園認定ガイド認定制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日光国立公園認定ガイド認定制度実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、日光国立公園認定ガイド（以下、「認定ガイド」という。）の認定等を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(試験の実施)

第2条 知事は、要綱第6条第1項の規定による日光国立公園認定ガイド試験（以下「試験」という。）の期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項について、あらかじめ県ホームページにより公表するものとする。

2 試験は、実技試験及び筆記試験により日光国立公園自然ガイド協会長（以下、「ガイド協会長」という。）が実施するものとする。

3 試験の内容及び合格基準等については、知事が別途定めるものとする。

(受験の申込)

第3条 試験を受けようとする者は、日光国立公園認定ガイド試験受験申込書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、ガイド協会長に提出しなければならない。

2 前項の受付期間は、試験実施日の50日前から14日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日または休日にあたる場合は、その前日まで）とする。

なお、知事の判断により、これによらないことも可能とする。

3 ガイド協会長は、第1項の提出書類について、要綱第3条別表1及び2に掲げる要件を満たしていることを審査し、その結果を知事に報告するものとする。

4 ガイド協会長は、前項の審査の結果、受験資格を満たしていることが認められた者には、受験票（様式第2号）を送付する。

5 試験の受験料は、無料とする。

(試験の運営)

第4条 試験会場における受付事務は、時間を厳守する。ただし、試験開始後30分以内に来場した場合に限り受験を認める。その場合、当該受験者の試験の運営については、他の受験者と同様の試験運営の中で対応することとし、当該受験者の終了時刻を遅れた時間に相当する時間分延伸する等特別な対応はしない。

(災害等による試験を受験できなかった者に対する特例)

第5条 災害等やむを得ない事由により試験を受験できなかった者に係る試験については、別途日時を定め実施する。

(試験の免除)

第6条 実技試験に合格した者のうち、筆記試験を不合格となった者は、翌年度以降の実技試験を免除することとし、実技試験を合格したものと見なすことができる。

(合否の通知)

第7条 ガイド協会長は、実技試験または筆記試験ごとに合否の判定を行い、その試験の結果について、知事に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた知事は、各試験の最終日の翌日から14日以内（県の休日は含まない。）に、試験を受けた者に対し、その結果を日光国立公園認定ガイド試験結果通知書（様式第3号）により通知するとともに、県ホームページにおいて、合格者の受験番号を公表するものとする。

(試験結果の提供)

第8条 試験結果の提供に係る手続き等については、知事が別途定めるものとする。

(認定の申請)

第9条 実技試験及び筆記試験ともに合格した者は、要綱第9条第1項の規定に基づき、日光国立公園認定ガイド認定申請書（様式第4号。以下「認定申請書」という。）をガイド協会長に申請することができる。

2 ガイド協会長は、前項の申請書について審査した結果を、知事に報告するとともに、日光国立公園認定ガイド認定証の作成を行うものとする。

(認定)

第10条 知事は、前項のガイド協会長から報告があったものについて、申請者が認定ガイドとなる資格を有し、かつ、認定ガイドとして業務を適正に行うことができる者であると認めるときは、その者を日光国立公園認定ガイド認定者名簿（様式第5号）に登載するものとし、申請者に日光国立公園認定ガイド認定証（様式第6-1号。以下、「認定証」という。）及び日光国立公園認定ガイド認定ワッペン（様式第6-2号。以下、「認定ワッペン」という。）を交付する。

2 知事は、前項の審査の結果、申請者が認定ガイドとして業務を適正に行うことができない者であると認めるときは、その理由を付し、認定申請書を申請者に返却するものとする。

(更新の要件)

第11条 要綱第10条第2項の規定により更新をしようとする者は、要綱第3条第1項に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(更新)

第12条 要綱第10条第2項の規定による申請は、認定申請書に別表に掲げる書類を添えて、ガイド協会長に提出しなければならない。

2 ガイド協会長は、前項に定める申請があったときは、必要書類等を確認し、要件等を満たしていることを審査し、その結果を知事に報告する。

3 知事は、前項のガイド協会長から報告があったものについて、申請者が認定ガイドとなる資格を有し、かつ、引き続き認定ガイドとして業務を適正に行うことができる者であると認めるときは、申請者に認定証を交付する。

(認定分野の追加、取下げ)

第 13 条 要綱第 12 条の規定による申請は、日光国立公園認定ガイド認定内容変更申請書(様式第 7 号)に次に掲げる書類を添えてガイド協会長に提出しなければならない。

(1) 追加しようとする分野に係る要綱別表 1 に定める資格証又は研修の修了証等の写し

(2) 追加しようとする分野に係る要綱別表 1 に定めるガイド従事日数が確認出来る書類

2 ガイド協会長は、前項に定める申請があったときは、必要書類等を確認し、要件等を満たしていることを審査し、その結果を知事に報告する。

3 知事は、前項のガイド協会長から報告があった追加又は取下げようとする分野について、要件を満たしていることが認められ、引き続き認定ガイドとして業務を適正に行うことができる者であると認めたときは、申請者に認定証を交付する。

4 認定ガイドは、第 3 項の規定による認定証の交付を受けたときは、遅滞なく、従前の認定証等を知事に返納しなければならない。

(認定証の書換え、再交付)

第 14 条 要綱第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による認定証の書換え・交付の申請は、日光国立公園認定ガイド認定証書換え・再交付申請書(様式第 8 号)に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類を添えてガイド協会長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所を変更した場合には、運転免許証等その事実が分かるもの及び認定証

(2) 認定証を亡失し、又は滅失した場合には、運転免許証等申込者本人であることが確認できる書類の写し

(3) 認定証を著しく汚損し、又は破損した場合には、認定証

(4) ワッペンの追加交付を希望する場合は、認定証の写し

2 ガイド協会長は、前項に定める申請があったときは、必要書類等を確認し、要件等を満たしていることを審査し、その結果を知事に報告する。

3 知事は、前項のガイド協会長から報告があったものについて、申請者が引き続き認定ガイドとして業務を適正に行うことができる者であると認めたときは、申請者に認定証等を交付する。

4 認定ガイドは、第 1 項の申請をした後、亡失した認定証を発見したときは、遅滞なく、これを知事に返納しなければならない。

(認定の取消の通知等)

第 15 条 知事は、要綱第 14 条第 1 項から第 4 項までの規定により認定ガイドの認定を取消し、又は認定ガイドの名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を認定の取消又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知するものとする。

2 要綱第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により認定ガイドの認定を取消し、又は認定ガイド名所の使用の停止を命じられた者は、前項の通知を受けた日から起算して 10 日以内に、

認定証（認定の有効期限を超えたものを除く。次条において同じ。）及びワッペンを知事に返納しなければならない。

（業務廃止等の届出）

第 16 条 要綱第 14 条第 1 項の規定による届出は、日光国立公園認定ガイド業務廃止等届（様式第 9 号）に認定証及びワッペンを添えて行わなければならない。

（情報の公開）

第 17 条 知事は、認定ガイドの同意を得た次の情報を公開できるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 連絡先
- (3) 認定分野、主な活動エリア
- (4) 外国語能力
- (5) 写真
- (6) その他知事が必要と認める事項

（個人情報の取扱）

第 18 条 知事は、要領第 3 条及び第 4 条及び第 9 条から 17 条までの規定により申請、届出等のあった個人情報については、認定ガイドの認定等の目的以外では利用しないこととする。

（手数料）

第 19 条 第 9 条及び 12 条から 14 条の規定による申請に係る手数料は、別途ガイド協会長が定めるものとする。

2 前項の手数料は、ガイド協会長へ納めるものとする。

（補則）

第 20 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 6（2024）年 10 月 24 日から施行する。

別表（要領第3条関係）

No.	提出書類	詳細
1	日光国立公園認定ガイド試験申込書	様式1 ※顔写真については、申請前3月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のものを添付すること
2	本人確認書類	運転免許証、旅券、健康保険証、マイナンバーカードの写しのいずれか一つ ※マイナンバーカードについては、個人番号は削除の上、提出すること。
3	WFA（ベーシック）修了証の写し	一般社団法人ウィルダネスメディカルアソシエイツジャパン（WMA JAPAN）によるWFA（ベーシック）の講習の修了証の写しを提出すること（ただし、有効期限内であること。）。 なお、令和6年度申込者に当たっては、受験申込時において、当該講習を修了していない場合には、令和8年3月31日までに講習を修了し、修了後速やかに日光国立公園自然ガイド協会宛て修了証を提出することとし、試験申込み時には、以下に定める救急法修了証の写しを提出すること。 (1) 日本赤十字社による救急法救急員養成講習の受講証又は、救急法指導員養成講習の受講証 (2) 消防長（消防本部を置かない市町村については、市町村長。）が交付した上級救命講習の修了証又は、応急手当指導員講習の認定証 なお、上記救急法の講習等については、受験申込時を基準として直近3年以内に受講していること（講習の修了証に有効期間がある場合は、その期間内であること。）を証するものであること。
4	Leave No Traceレベル1講習修了証の写し	特定非営活動法人リーブノートレースジャパンによる、レベル1講習の修了証の写しを提出すること（有効期限内であること。）。 なお、令和6年度申込者に当たっては、受験申込時において、当該講習を修了していない場合には、令和8年3月31日までに講習を修了し、修了後速やかに日光国立公園自然ガイド協会宛て修了証を提出すること。
5	認定分野毎のガイドの要件に定める資格の認定証等	・パドリングにおいて、JSPAインストラクター・ガイド資格（アドバンスインストラクター、又はアドバンストリバーガイドのいずれか）を保有している場合は、資格認定証の写し ・ウォーターアドベンチャーにおいて、レスキュースリー資格（スイフトウォーターレスキューテクニシャン・レベル1又は2のいずれか）を保有している場合は、資格認定証の写し
6	認定分野毎のガイド要件の定めるガイド催行実績が確認できる書類	出勤簿の写し等認定分野毎のガイド催行実績が確認できる書類を提出すること。
7	作文	別途指定するテーマについて提出する。 テーマは県ホームページにて公表する。 ※日光国立公園でのガイド歴3年以上の者は免除。
8	その他	その他知事が必要と認めるもの